

成年後見制度の見直し（民法改正）と地域における

権利擁護体制構築を求める意見書

私たち（一社）全国手をつなぐ育成会連合会（以下「本会」という。）は、知的・発達障害（以下「知的障害」という。）のある人や家族、支援者で構成される障害者団体です。知的障害の状態にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して暮らすことができる地域の実現を願っており、共生社会の実現を目指して活動に取り組んでおります。

その一環として、現行の成年後見制度については金銭管理や契約行為を代理する権限が包括的で強すぎることに、実質的に利用の終了がないこと、利用報酬が収入に対して高額であること、本人に対する制度利用時の意向確認などが不十分であることなどを課題として指摘してきました。また、令和4（2022）年に示された障害者権利条約対日初回審査の総括所見では、現行の成年後見制度に対し、後見類型を廃止すべきといった勧告がなされたところです。

このような背景もあり、本年4月3日（金）には、成年後見制度の見直しを目指す民法の改正案を国会へ上程することが閣議決定されました。これを受け、本会として成年後見制度の見直し（民法改正）と地域における権利擁護体制構築を求める意見を次のとおり公表いたします。

記

1 成年後見制度の見直し（民法改正）について

本会としては、今般の民法改正案を高く評価しており、今国会での成立を強く希望するものです。とりわけ、補助類型の適用範囲を拡大し、包括的な権限付与ではなく事項ごと権限を付与する案は、本人の意思を尊重した権利擁護の方向性と合致しているものと評価しています。また、事項ごとに権限を付与することで、保護の必要性がなくなった事項については制度の利用を終わることができますし、本人の状況に合わせて補助人の交代が可能となる点も本会からの課題提起を受け止めた対応となっています。

加えて、制度の利用開始には本人の同意、了解を得ることを基本とした点、制度の運用時にも本人意思を尊重した身上配慮を求める方向も明記された一方、重度知的障害者のように言語等による意思表示が難しい場合には家族が制度の

利用手続きを進められる規定が設けられるなど、これまで知的障害者が成年後見制度の利用に消極的だった要因の多くが改善する改正であるといえます。

なお、本人の日常生活を支える身上保護についても、市区町村ごとに構築されつつある「地域権利擁護相談支援センター(中核機関)」「地域連携ネットワーク」から情報を得ることが示されており、福祉との連携強化が期待されます。

2 制度運用に向けた課題について

上記のとおり、本会としては今般の民法改正案を高く評価しているところですが、いくつかの点で制度運用に向けた課題があると考えています。

まず、現行の成年後見制度を使っている人が安心して新制度へ移行するための仕組みを整える必要があります。民法の改正案では移行可能と示されていますが、現行の制度利用者を不安にさせることなく、どのようなケースが移行できるのか明らかにするとともに、本人や家族の意向を十分に反映した移行の仕組みとすることが不可欠です。

次に、制度利用時の報酬については、低所得であることが多い知的障害者の収入実態に応じた設定とする必要があります。現在、障害基礎年金の月額、障害年金生活者支援給付金を加えても1級で95,285円、2級で76,228円です。現行の成年後見制度では、収入が障害基礎年金のみだとしても月額2万円程度が目安とされており、非常に重い経済的負担となっています。報酬が支払えなければ、良い制度であっても使うことができません。このことについては、報酬設定の低負担化とあわせて、厚生労働省が所管する「成年後見制度利用支援事業」の拡充はもちろんのこと、全国どこでも十分な報酬助成を受けることができる「新たな助成制度」の創設が不可欠と考えます。

3 地域における権利擁護体制構築について

新たな成年後見制度には「終わり」があるため、制度を使わない時期が想定されるだけでなく、事項ごと権限を付与することから補助人の権限が及ばない領域が生じる可能性があります。また、新たな成年後見制度になったとしても、現在と同じように制度を利用していない人も必ず存在します。こうした時に、それぞれの地域において権利擁護体制が構築されていることは、新たな成年後見制度がより広く利用されるための前提条件といえます。

具体的には、現行制度における「日常生活自立支援事業」が軽度障害を対象としているところ、これを中重度障害や頼れる親族等がない者まで対象拡大する「新たな第二種社会福祉事業」や、前述した「中核機関」「地域連携ネットワ

ーク」を中心とした地域における見守り体制の構築、さらには金融機関による後見制度の利用を必要としない金融商品に関する取組みや、福祉型キャッシュレスサービスといった新たなサービスの開発などが挙げられます。

また、地域における見守り体制の担い手としては「市民後見人」の活躍が不可欠ですから、積極的な養成が求められるほか、本会をはじめとする障害者団体も権利擁護体制の担い手となることが考えられます。ただし、住民の力を活かすためには「安心して活動できるルール」「バックアップ組織」「安定的に活動を継続できる経費保障」の3点は欠かせません。

法律の施行までは最大で2年6か月の準備期間が設けられています。この間に地域ごとの権利擁護体制が構築されるよう、国として財政的な裏打ちのある制度設計をすることが極めて重要と考えます。

令和8年（2026年）4月

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会
代表理事（会長） 佐々木 桃子